

議案第23号

磐田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員定数条例の一部を改正する条例

磐田市職員定数条例（平成17年磐田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「830人」を「870人」に改め、同条第3号中「320人」を「280人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

磐田市職員定数条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>830人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>320人</u></p> <p>(4)～(10) 略</p> | <p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>870人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>280人</u></p> <p>(4)～(10) 略</p> |